

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 山城 千秋
担当理事 宮城 政剛



日頃より予防接種事業及び感染症対策にご支援ご協力賜り、感謝申し上げます。
那覇市保健所経由で「新型コロナウイルス感染症に関する流行地域及びコンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱終息宣言」が届きましたので下段にてご報告致します。

☆ 問合せ先：那覇市医師会・事務局（上地・上原） Tel 098-868-7579

事務連絡
令和2年6月29日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等
における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年2月4日健感発0204第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等をお示ししたところです。

今般の諸外国での発生状況等に鑑み、届出通知における新型コロナウイルス感染症の流行地域について下記のとおり変更することとしましたので、御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について」（令和2年5月26日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）は本日をもって廃止します。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

届出通知の別紙における「第7 指定感染症」の（4）イ及びウで示されている「新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」とは、アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルジェリア、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンティグア・バーブーダ、アンドラ、イスラエル、イタリア、イラク、イラン、インド、インドネシア、ウクライナ、ウルグアイ、英国、

エクアドル、エジプト、エストニア、エスワティニ、エルサルバドル、オーストラリア、オーストリア、オマーン、オランダ、ガイアナ、カザフスタン、カタール、カナダ、ガボン、カメルーン、韓国、ガーナ、カーボベルデ、北マケドニア、ギニア、ギニアビサウ、キプロス、ギリシャ、キルギス、キューバ、グアテマラ、クウェート、グレナダ、クロアチア、コスタリカ、コソボ、コロンビア、コンゴ民主共和国、コートジボワール、サウジアラビア、サントメ・プリンシペ、サンマリノ、ジブチ、ジャマイカ、ジョージア、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、赤道ギニア、セネガル、セルビア、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、タイ、台湾、タジキスタン、チェコ、中央アフリカ、中国（香港及びマカオを含む。）、チリ、ドイツ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トルコ、デンマーク、ニカラグア、ニュージーランド、ノルウェー、ハイチ、パキスタン、バチカン、パナマ、バハマ、バルバドス、ハンガリー、バングラデシュ、バーレーン、フィリピン、フィンランド、フランス、ブラジル、ブルガリア、ブルネイ、米国、ベトナム、ベラルーシ、ベルギー、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボリビア、ポルトガル、ホンジュラス、ポーランド、マルタ、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モナコ、モルディブ、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、モーリシャス、モーリタニア、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、レバノン並びに及びロシアとする。

2 適用日等

令和2年7月1日より適用することとし、同日以降の医師の診断より、届出通知の別紙「第7 指定感染症」の(4)イ及びウについて「発症前14日以内にアイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルジェリア、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アンティグア・バーブーダ、アンドラ、イスラエル、イタリア、イラク、イラン、インド、インドネシア、ウクライナ、ウルグアイ、英国、エクアドル、エジプト、エストニア、エスワティニ、エルサルバドル、オーストラリア、オーストリア、オマーン、オランダ、ガイアナ、カザフスタン、カタール、カナダ、ガボン、カメルーン、韓国、ガーナ、カーボベルデ、北マケドニア、ギニア、ギニアビサウ、キプロス、ギリシャ、キルギス、キューバ、グアテマラ、クウェート、グレナダ、クロアチア、コスタリカ、コソボ、コロンビア、コンゴ民主共和国、コートジボワール、サウジアラビア、サントメ・プリンシペ、サンマリノ、ジブチ、ジャマイカ、ジョージア、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、赤道ギニア、セネガル、セルビア、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、タイ、台湾、タジキスタン、チェコ、中央アフリカ、中国（香港及びマカオを含む。）、チリ、ドイツ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トルコ、デンマーク、ニカラグア、ニュージーランド、ノルウェー、ハイチ、パキスタン、

バチカン、パナマ、バハマ、バルバドス、ハンガリー、バングラデシュ、バーレーン、フィリピン、フィンランド、フランス、ブラジル、ブルガリア、ブルネイ、米国、ベトナム、ベラルーシ、ベルギー、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボリビア、ポルトガル、ホンジュラス、ポーランド、マルタ、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モナコ、モルディブ、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、モーリシャス、モーリタニア、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、レバノン並びにロシアに渡航又は居住していたもの」と取り扱うこととする。

また、今後取扱いに変更がある場合、別途厚生労働省健康局結核感染症課より連絡する。

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱流行の終息宣言を踏まえた対応について

コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱については、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る協力依頼について」（令和元年 8 月 22 日付け健感発 0822 第 6 号健康局結核感染課長通知）等において協力を依頼しているところです。

今般、世界保健機関（WHO）による、同国北キブ州等におけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえ、別添「コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱流行の終息宣言を踏まえた対応について」（令和 2 年 6 月 29 日付け健感発 0629 第 1 号健康局結核感染課長、薬生食検発 0629 第 5 号医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長通知）のとおり、本日より同国に係るエボラ出血熱流行国としての対応を取りやめることとしました。つきましては、到着前 21 日以内に同国北キブ州又はイツリ州に渡航又は滞在していたことのみをもって健康監視対象とする対応を取りやめることとし、現在、同国から入国・帰国された方に対して行っている健康監視につきましては、本通知を持って終了としますので、よろしく願いいたします。

貴職におかれましては本件を御了知の上、管内の医療機関に対して、情報共有いただきますようお願いいたします。

なお、同国赤道州においては、現在もエボラ出血熱が発生していますが、現時点では「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」には該当しないと判断されていることを申し添えます。

別添：コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱流行の終息宣言を踏まえた対応について（令和 2 年 6 月 29 日付け健感発 0629 第 1 号健康局結核感染課長、薬生食検発 0629 第 5 号医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長通知）

以上